



鳥取県公報

平成17年9月6日(火)
号外第134号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表（6） 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成15年度に係る監査結果（平成17年鳥取県監査委員公告第2号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成17年9月6日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 上 村 忠 史
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

1 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

（1）財団法人とっとり政策総合研究センター

所管課	監査結果	措置の内容
企画振興課	情報システム保守管理委託料について、誤った金額の請求書に基づいて支払いを行ったため支出金額に誤りがあり、更に過年度の室内日常清掃業務委託に係る経費を補助対象としていたため、とっとり政策総合研究センター運営費補助金について過大な交付となっていた。	誤って支払われていた情報システム保守管理委託料21,000円については、委託業者に返還を求めよう指導し、返還された。また、過年度の室内日常清掃業務委託に係る経費を補助対象としていたため、過大な交付となった補助金と併せて70,875円を返還するよう当該法人に通知し、返還された。 更に、当該法人に対して以下の点に注意して適正な会計処理を行うよう指導した。 ・ 会計に関する取引の発生日を確認し、適切な所属年度での支払いを行う。 ・ 請求書の内容と金額に誤りがないか確

		認を徹底する。
--	--	---------

(2) 財団法人鳥取県観光事業団

所管課	監査結果	措置の内容
観 光 課	氷ノ山自然ふれあい館展示保守点検業務委託契約等について、当該法人の財務規程に基づく予定価格の設定が行われていなかった。	当該法人の財務規程に基づき適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行っていく。

(3) 社会福祉法人鳥取こども学園

所管課	監査結果	措置の内容
子ども家庭課	情緒障害児短期治療施設整備費補助事業に係る第一児童棟大規模修繕等工事の設計・工事監理業務委託契約について、当該法人の経理規程に基づく予定価格の設定が行われていなかった。	補助金検査の機会をとらえて指導を行った。今後も、児童福祉施設指導監査等の機会をとらえて指導する。今年度、当該法人が施設整備を予定されているので、入札時の立会いを行うよう予定している。

(4) 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

所管課	監査結果	措置の内容
食の安全推進課	食鳥検査事業収入補填補助金において、財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会が食鳥処理業者から徴収する検査手数料を過小に算定していたため、過大な交付となっていた。	平成15年度食鳥検査事業収入補填補助金については、当該法人から補助金実績報告書の訂正報告を受け、平成17年1月21日に補助金283,865円の返還を受けた。 また、このような検査手数料の算定誤りを防ぐため、四半期ごとに県に提出する補助事業遂行状況報告書に検査処理羽数の日報を添付させることとした。

2 監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

(1) 公共料金等の口座引落としの推進について

所管課	監査意見	措置の内容
総 務 課	地方自治法及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の改正により、平成16年11月から地方自治体において光熱水費等について口座引落としによる支払いができることとなった。 については、県は、会計事務の軽減及び不正経理の防止の観点から、県が出資する公益法人に対して、当該法人の財務に関する規程を改正し、地方自治体と同様の口座引落としによる支払いを推進するよう指導されたい。	公益法人の実態も調査しながら、標準となる財務規程を検討の上、口座引落としによる支払いを各公益法人に勧める。

(2) 補助事業の契約事務の手続について

所管課	監査意見	措置の内容

<p>財政課、医務薬事課及び健康対策課</p>	<p>社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会は、県から医療施設等設備整備費補助金及び感染症指定医療機関運営費補助金の交付を受けて補助事業を実施しているが、当該法人は、経理規程に契約事務を処理する手続に関する規定がないことから、予定価格を設定しないで高額な物品売買契約及び業務請負契約を締結している事例が見受けられた。</p> <p>なお、社会福祉法人が行う社会福祉施設の建設工事に係る契約手続については、平成9年7月16日付福祉保健部長通知により、県が行う公共工事の取扱いに準じて行うよう指導がなされているところである。</p> <p>については、県は、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、上記通知の例に限らず、契約手続において特に競争性や透明性を確保することが必要な補助事業等については、県の契約事務の手続に準じた取扱いとすることを補助金等の交付の条件とする等の対応を図られたい。</p>	<p>事業者に対する不当な干渉にならないよう、補助事業者の自主性を尊重しながら、必要に応じて交付条件を付することとしたい。</p> <p>また、当該法人に対しては、経理規程の見直し等により、適正な契約事務を行うよう指導する。</p>
-------------------------	--	--

(3) 公益法人会計事務の研修の強化について

所管課	監査意見	措置の内容
<p>総務課及び出納局</p>	<p>県では、平成16年3月の行政監査の結果報告も受けて、公益法人に関する指導監督事務を担当する職員の増員、指導監督事務に関する研修会等への担当職員の参加等指導監督事務の強化に努めているところである。</p> <p>しかし、このたびの監査において会計事務に関して改善を要する事項が多く見られたところであり、県が財政的援助を行っている団体等の職員の会計事務に関する知識が不十分な団体が見受けられた。</p> <p>については、県は、県が出資する公益法人の職員の能力の向上を図り、会計事務の重要性についての認識を深めるため、これらの会計事務担当者を対象とした会計事務に関する研修会を開催するよう努められたい。</p> <p>また、特に契約手続について県の会計制度を準用している公益法人が多いことから、県職員の会計事務研修会に公益法人の会計事務担当者を参加させる等、県の会計制度を研修する機会を提供するよう努められたい。</p>	<p>平成16年度は、会計事務研修会（財団法人公益法人協会主催）のほか、県主催の公益法人会計基準研修会も開催した。今後も各公益法人に研修会への参加を要請していく。なお、公益法人の指導の強化を図るため、平成17年4月1日から総務課に公益法人育成指導担当を設置した。</p> <p>また、県の会計制度について、研修会が平成17年4月19日から21日に開催され、県が出資する公益法人の参加を得た。同年10月にも同研修会の開催が予定されており、引き続き各公益法人に参加を要請していく。</p> <p>< 研修会参加実績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務研修会 参加要請法人数168法人（参加法人数11、参加人数12） ・ 公益法人会計基準研修会 参加要請法人数226法人（参加法人数116、参加人数177） ・ 県会計制度研修会

参加要請法人数32 (参加法人数26、参加人数44人)

(4) 智頭急行株式会社における経理規程の見直し等について

所管課	監査意見	措置の内容
交通政策課	<p>智頭急行株式会社における契約事務のうち、工事及びこれに係る設計等については当該法人が定めた工事等契約事務取扱要領により処理されており、その他の契約については便宜的にこの要領に準拠して処理されている。</p> <p>この要領では、予定価格が1,000万円未満の場合は随意契約により処理できるとされていること等から、1者のみの見積りによる随意契約を行う事例が多く見られ、競争性の確保が十分に図られていない状況や、見積金額が十分に精査されているとは言えない状況が見受けられた。</p> <p>また、当該法人の経理規程は昭和61年7月の制定以来規定の見直しがされておらず、契約事務を処理するに当たり、その根拠となる手続が当該経理規程に規定されていない状況にある。</p> <p>については、県は、当該法人に対して、経理規程の見直しを含め、各種の契約において予定価格についての十分な調査・分析ができる仕組みを整備するよう働きかけられたい。</p>	<p>当該法人に対して、経理規程の見直しを含め、契約事務の改善を図るよう意見を述べた。</p>

(5) 予定価格の積算について

所管課	監査意見	措置の内容
文化芸術課及び観光課	<p>財団法人鳥取童謡・おもちゃ館、財団法人鳥取県観光事業団及び財団法人とっとりコンベンションビューローにおいては、展示物、設備等の保守管理を業務委託契約により行っている。</p> <p>業務委託契約の締結に当たっては、複数の見積書の徴取や前年度業務の実績の分析等を行い、その予定価格を積算すべきであるが、高額な当該業務委託契約において、それが適切に行われているとは言えない状況が見受けられた。</p> <p>については、県は、これらの法人に対して、予定価格の設定に係る積算を適切に実施するよう指導されたい。</p>	<p>各法人に対して、業務内容に応じて、複数の業者からの見積書の徴取及び前年度実績の分析を行うことにより、適正に予定価格を積算するよう指導する。</p>

(6) 米子コンベンションセンター利用料金の未収金について

所管課	監査意見	措置の内容
観 光 課	<p>財団法人とっとりコンベンションビューローは、受託管理している米子コンベンションセンターの利用料金の徴収方法について、多目的ホール、小ホール、会議室等の施設利用料は前納とし、備品等の設備使用料は後納としている。</p> <p>このため、設備使用料については、回収困難な未収債権が発生している。</p> <p>については、県は、当該法人に対して、未収債権の回収に努めるとともに、未収債権の発生を防止するため、設備使用料の徴収方法の見直しを検討するよう指導されたい。</p>	<p>当該法人に対して、債務者に対する口頭又は文書での催促等により引き続き未収債権の回収に努力するよう指導する。</p> <p>設備利用料については、当該利用の終了時まで債権額が確定しない場合が多いため後納としているものであるが、滞納が長期に及ぶものの発生原因等を確認するとともに、会計処理の効率性等も勘案しながら、効果的な徴収方法を検討するよう指導する。</p>

(7) 財団法人鳥取県観光事業団における適正な会計事務の実施について

所管課	監査意見	措置の内容
観 光 課	<p>財団法人鳥取県観光事業団は労働者派遣契約に基づき派遣社員に氷ノ山自然ふれあい館の経理事務を行わせていたが、当該派遣職員が不正経理を行い、当該法人の現金を着服する事件が発生した。</p> <p>不正経理を未然に防止することができず、当該事件が発生した原因としては、次の点があげられる。</p> <p>(ア) 内部のチェック体制が十分に機能していなかった。</p> <p>(イ) 会計事務の重要性について職員の認識が不十分であった。</p> <p>(ウ) 会計帳簿と現金預金等との照合が不十分であった。</p> <p>(エ) 公印及び預金通帳の保管・管理並びに証拠書類の整備・保存が不十分であった。</p> <p>については、県は、当該法人に対して、被害額の早期の確定及び回収並びに会計事務が適正に行われるよう事務処理体制の見直しを指導されたい。</p>	<p>会計事務のチェック体制を徹底するため、現金取扱職員の指定及び研修の充実、通帳等の保管体制の厳重化等の改善策を検討中であり、これらの改善策が効果的に機能し、類似事件が二度と起こらないよう必要な指導・助言等を行っていく。</p>

(8) 財団法人鳥取県観光事業団に管理委託している施設の修繕について

所管課	監査意見	措置の内容
観光課、景観自然課、子ども	<p>財団法人鳥取県観光事業団に管理を委託しているとっとり花回廊、鳥取砂丘こどもの国</p>	<p>今後導入する指定管理者制度において、各施設ごとで県と指定管理者の修繕の負担区分</p>

も家庭課、生産振興課、都市計画課及び企業局	<p>等の施設については、受託事務の一環として行う小規模な修繕を除き、施設の修繕工事は所有者である県が行うこととなっている。</p> <p>しかし、実際には、本来県が実施すべき修繕工事を当該法人が実施している例が見受けられた。</p> <p>については、県は、修繕が速やかに行われ、施設の利用者に迷惑をかけないことを大前提として、これらの施設の修繕工事における権限と費用負担を明確にするよう検討されたい。</p>	<p>を明確にする予定である。</p> <p>指定管理者制度導入までの間は、一定の金額(1件50万円)を超える修繕工事については、速やかに各施設所管課と当該法人とで調整し、緊急性等を勘案してどちらが処理するのか明確にした上で、適正な措置を講じる。</p>
-----------------------	--	---

(9) 燕趙園における施設案内の充実について

所管課	監査意見	措置の内容
観光課及び都市計画課	<p>観光施設を訪れる施設利用者に対して、施設の魅力を十分に伝えるための解説板は有効なものであるが、県が財団法人鳥取県観光事業団に管理の委託をしている燕趙園については、十分と言えるような状況にはなっていない。</p> <p>については、県は、施設の魅力を更に高めるため、施設案内の一層の充実について検討されたい。</p> <p>また、県は、当該法人に対して、施設の由来や特色等施設に関するより専門性の高い情報や利用者への応接について、職員の研修に一層努めるよう指導されたい。</p>	<p>案内板について、施設の魅力を高めるものになるよう一層の充実に努める。</p> <p>また、当該法人に対して、設立にかかわった関係者や中国交流の関係機関等からの情報収集及び職員の研修に努め、より専門的な見地から施設のPRや接遇等が図られるよう指導する。</p>

(10) 勤労総合福祉施設の各種構築物の有効活用について

所管課	監査意見	措置の内容
労働雇用課	<p>県と米子市が共有している勤労総合福祉施設のうち、米子ハイツ本館及び大浴場並びにその敷地(12,205.09平方メートル)は、財団法人米子勤労総合福祉センターに無償貸付され、当該法人により施設の運営が行われている。</p> <p>一方、その他の土地(52,925.30平方メートル)は、米子勤労者体育センターの建物及び周辺施設の用に供するために、県の持分(2分の1)が米子市に無償貸付され、米子市所有の同体育センターは、当該法人により受託運営されている。しかし、周辺施設として当該法人により築造されている梅園、中ノ丸展望広場等の多くの構築物については、その土</p>	<p>構築物の管理の在り方について、県、米子市及び財団法人米子勤労総合福祉センターで協議して明確にする。また、利用向上のための方策についても検討する。</p>

地の使用関係が明確にされていない状況にある。このようなことから管理主体が不明確な状況が見受けられ、また、これらの構築物は、十分に有効活用されているとは言いがたい状況である。

については、県は、米子市及び当該法人と協議し、勤労総合福祉施設の利用向上のために、これらの構築物の管理の在り方及び有効活用の方策について検討されたい。

(11) 農業の担い手育成事業の充実について

所管課	監査意見	措置の内容
経営支援課	<p>財団法人鳥取県農業担い手育成基金は、県内の受入れ農家の情報を収集し、一方では新たに農業を始めたい就農意欲のある方から就農希望分野、生活等に関する意向を聴き、これらの情報をもとに双方の調整を行う等の相談事業を実施している。</p> <p>しかし、中には、後継者がなく、新規就農者を受け入れてでも技術等を伝え、農業の継続につなげていきたいと考えている農家があるが、このような農家の情報が十分に把握できていない状況が見受けられる。</p> <p>一方、就農希望者に対しては、東京、大阪で相談会を年5回実施しているが、これ以外にも不定期に東京事務所等を訪れて相談を希望する者もあり、このような場合には、本県の農業の実態、就農の体験等に関する説明が必ずしも十分に行われているとは言えない状況にある。</p> <p>については、県は、県内においては当該法人と連携して情報収集の範囲を拡充するとともに、農業改良普及所をより一層活用する等更に情報収集に努め、また、県外事務所においては不定期の就農相談に当該事務所の農業関係技術吏員をこれまで以上に活用する等して、当該法人の相談事業が効果的に実施されるよう図られたい。</p>	<p>これまで以上に農業改良普及所等を活用するとともに、生産者団体等の情報収集範囲を更に拡充する。</p>

(12) 財団法人鳥取県体育協会における業務委託に係る手続について

所管課	監査意見	措置の内容
体育保健課	<p>財団法人鳥取県体育協会の財務規程によれば、業務委託の契約については県において締</p>	<p>当該法人に対して、財務規程を遵守し、適正に業務委託を実施するよう指導するととも</p>

結する契約の例によるものとされているが、予定価格が設定されていないものや、必要な数の見積書が徴取されていないもの等、不適正な事例が見受けられた。

また、布勢総合運動公園造園保守業務委託においては、監督員と検査員が同一人となっており、チェック機能が十分働いていない状況が見受けられた。

については、県教育委員会は、当該法人に対して、職員研修の充実等を含め業務委託が適正に実施されるよう指導されたい。

に、各種会計事務研修会への参加等により担当職員の資質の向上に努めるよう指導する。

(13) 財団法人暴力追放鳥取県民会議のPRについて

所管課	監査意見	措置の内容
組織犯罪対策課	<p>財団法人暴力追放鳥取県民会議は、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動、不当な行為についての相談活動等を行うことを目的として平成4年7月に設立されている。</p> <p>その事業活動により、暴力団員による不当な行為の防止やこれによる被害の救済に一定の成果を上げているところであるが、当該法人の事業活動等は、県民に十分知られているとは言えない状況である。</p> <p>については、県警察本部は、暴力団員による不当な行為の防止が図られるよう、当該法人に対して、事業活動をより一層県民に対して周知するように指導されたい。</p>	<p>県警ホームページに、財団法人暴力追放鳥取県民会議の活動内容及び暴力相談の電話番号を掲載しているほか、報道機関に対しても、平成16年度の暴力追放相談の受理状況を資料提供する等、積極的なPR活動に努めている。</p> <p>更に、平成17年度中に財団法人公益法人協会が開設する公益法人情報公開共同サイトを活用し、活動状況の広報を行うこととしている。</p>

(14) 財団法人暴力追放鳥取県民会議の契約手続に関する規定の整備について

所管課	監査意見	措置の内容
組織犯罪対策課	<p>財団法人暴力追放鳥取県民会議における会計事務は、この法人が定める会計処理規程に基づき処理されているところであるが、この規程には、契約事務を処理するための手続(予定価格の設定、競争入札及び随意契約の取扱い等)が明確には規定されていなかった。</p> <p>については、県警察本部は、財務会計の透明性等を一層確保し、適正かつ効率的な執行を図る観点から、当該法人に対して、契約手続の事務処理に関する規定の整備を行うよう指導されたい。</p>	<p>鳥取県会計規則を準用した財団規程を、次回開催(平成18年3月)の理事会の承認を得て、整備することとしている。</p>